

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 TAKUMI と TAKUMI 労働組合は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で第 3 条（1）で定める職種に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社 TAKUMI は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本時給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 7 年 8 月 25 日職発 0825 第 1 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」の「当該中分類内の小分類」で、派遣先の職種「木製製品製造工」「倉庫作業員」「ゴム製品製造工」「輸送用機械器具組立工」とする。
- （2） 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりにする。
- （3） 地域調整については、派遣先の就業場所の「都道府県別地域指数：栃木」により調整する。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- （1） 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク＝10 年

B ランク＝3 年

C ランク＝0 年

2 株式会社 TAKUMI は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業機会を提示するものとする。ただし、これに相当する機会を提供できないときは、同勤務評価の結果に応じて、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規定（派遣労働者）第7条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当については、基本給・賞与等に合算して前払いにて支給する。退職手当の支給金額は、基本給+賞与の6%とする。

（賃金決定に当たっての評価）

第8条 基本給の決定は、1年ごとに勤務評価を行い、その結果評価に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣労働者就業規則（無期雇用）第41条及び派遣労働者就業規則（有期雇用）第44条の規定を準用する。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき着実に訓練する。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 8 年 3 月 13 日

株式会社 TAKUMI 代表取締役 苫米地 良平

TAKUMI 労働組合 生産職リーダー 安野 留以

別表1 同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	木製製品製造工 職種別平均賃金	職業安定業務統計の求人賃金 を基準値とした額	1,141	1,298	1,390	1,424	1,524	1,628	2,024
2	地域調整	(栃木県計) 99.6	1,137	1,293	1,385	1,419	1,518	1,622	2,016
3	合算額	基本給+賞与額+退職金	1,194	1,358	1,455	1,490	1,594	1,704	2,117

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	倉庫作業員 職種別平均賃金	職業安定業務統計の求人賃金 を基準値とした額	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138
2	地域調整	(栃木県計) 99.6	1,201	1,366	1,463	1,498	1,604	1,714	2,130
3	合算額	基本給+賞与額+退職金	1,262	1,435	1,537	1,573	1,685	1,800	2,237

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ゴム製品製造工 職種別平均賃金	職業安定業務統計の求人賃金 を基準値とした額	1,130	1,286	1,376	1,410	1,510	1,613	2,005
2	地域調整	(栃木県計) 99.6	1,126	1,281	1,371	1,405	1,504	1,607	1,997
3	合算額	基本給+賞与額+退職金	1,183	1,346	1,440	1,476	1,580	1,688	2,097

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	輸送用機械器具 組立工 職種別平均賃金	職業安定業務統計の求人賃金 を基準値とした額	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072
2	地域調整	(栃木県計) 99.6	1,164	1,324	1,418	1,453	1,554	1,661	2,064
3	合算額	基本給+賞与額+退職金	1,223	1,391	1,489	1,526	1,632	1,745	2,168

別表2 対象従業員の基本給及び賞与、退職金の額

職種：木製製品製造工

等級	職務内容	基本給額	賞与額	退職金	合計額
A ランク	一般作業（新人の教育指導もできすべての作業がこなせる）	1,630	20	99	1,749
B ランク	一般作業（自ら率先して仕事ができ機械操作もできる）	1,400	20	86	1,506
C ランク	一般作業（難易度の低い仕事を指示のものと的確にこなす）	1,130	20	69	1,219

≧

平均的賃金	経験日数
1,704	10年
1,490	3年
1,194	0年

職種：倉庫作業

等級	職務内容	基本給額	賞与額	退職金	合計額
A ランク	一般作業（新人の教育指導もできすべての作業がこなせる）	1,750	20	107	1,877
B ランク	一般作業（自ら率先して仕事ができ機械操作もできる）	1,500	20	92	1,612
C ランク	一般作業（難易度の低い仕事を指示のものと的確にこなす）	1,185	20	73	1,278

≧

平均的賃金	経験日数
1,800	10年
1,573	3年
1,262	0年

職種：ゴム製品製造工

等級	職務内容	基本給額	賞与額	退職金	合計額
A ランク	一般作業（新人の教育指導もできすべての作業がこなせる）	1,600	20	98	1,718
B ランク	一般作業（自ら率先して仕事ができ機械操作もできる）	1,400	20	86	1,506
C ランク	一般作業（難易度の低い仕事を指示のものと的確にこなす）	1,100	20	68	1,188

≧

平均的賃金	経験日数
1,688	10年
1,476	3年
1,183	0年

※輸送用機械器具組立工

等級	職務内容	基本給額	賞与額	退職金	合計額
A ランク	一般作業（新人の教育指導もできすべての作業がこなせる）	1,650	20	101	1,771
B ランク	一般作業（自ら率先して仕事ができ機械操作もできる）	1,450	20	89	1,559
C ランク	一般作業（難易度の低い仕事を指示のものと的確にこなす）	1,200	20	74	1,294

≧

平均的賃金	経験日数
1,745	10年
1,526	3年
1,223	0年